

令和4年度 校務運営規程

江田島市立江田島中学校

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、江田島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第44条の規定に基づき、本校の校務運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第3条 教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。また、校長に事故があるときは校長の職務を代理し、校長が欠けたときは校長の職務を行う。

第2章 校務運営会議

(設置, 目的)

第4条 校務を円滑かつ適正に運営するため、校務運営会議を置く。

2 校務運営会議は、校長が招集し、主宰する。

(構成員)

第5条 校務運営会議は、校長、教頭、及び第13条第1項に規定する各部長をもって構成する。

(協議事項)

第6条 校務運営会議は、次の事項について協議する。

- 一 緊急を要する事項
- 二 学校ビジョン・教育目標に関する事項
- 三 職員会議で取り上げる事項
- 四 学校行事に関する事項
- 五 施設・設備に関する事項
- 六 学校徴収金等に関する事項
- 七 その他校長が必要と認める事項

第3章 職員会議

(設置, 目的)

第7条 校長の職務の円滑な執行を補助させるため、職員会議を置く。

2 職員会議は、校長が必要と認める事項について、教職員間の意思疎通、共通理解の促進、教職員の意見交換などを行う。

3 職員会議は、校長が招集し、主宰する。

(構成員)

第8条 職員会議は、常勤の職員（必要に応じて非常勤を含む。）をもって構成する。

(運営)

第9条 職員会議で取り上げる事項については、校務運営会議で協議し、校長が決定する。

2 職員会議で取り上げる事項に関する資料については、事前に教頭に提出する。

(司会、記録者)

第10条 職員会議に、司会及び記録者を置く。

2 司会は、会議の進行等を行う。

3 司会の任免は、校長が行う。

4 記録者は、教務部の部員をもって、これに充てる。

5 記録者は、会議録に第11条に規定する事項を記載する。

(会議録)

第11条 会議録に、次の事項を記載する。

一 会議実施の年月日、時刻

二 会議で取り上げた事項及びその内容

三 連絡及び協議・確認事項

四 その他必要事項及び記録者名

2 会議録は、校長が確認し、教頭が保管する。

第4章 校務分掌・校務運営組織

(部の設置)

第12条 校務を円滑に運営するため、次の部を置く。

一 校務部（教務部、研究部、進路指導部、生徒指導部、保健部、事務部）

二 学年部

三 教科部

2 各部に、部長、副部長及び部員を置く。

3 各部の校務分掌分担は、別に定める。

4 校務運営組織図は、別に定める。

(主任、主事)

第13条 校務を円滑に運営するため、教務主任、進路指導主事、生徒指導主事、保健主事、学年主任、研究主任、教科主任、道徳教育推進教師、特別支援教育コーディネーター、体力づくり推進リーダー、及び食育推進リーダーを置く。

2 前項に規定する主任・主事の命免は、校長が行う。

3 第13条に規定する部のうち、次の部長は、主任その他をもって充てる。

一 教務部長 教務主任

二 進路指導部長 進路指導主事

三 生徒指導部長 生徒指導主事

四 保健部長 保健主事

- 五 学年部長 学年主任
- 六 研究部長 研究主任または、研究推進リーダー

4 主任・主事は、校長の監督を受けて、当該部に係る教育計画・教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

(学級担任、教科担任)

第14条 学級担任・教科担任の命免は、校長が行う。

(部活動顧問)

第15条 部活動の顧問の命免は、校長が行う。

第5章 委員会・会議

(設置)

第16条 校務及び各部を円滑に運営するため、次の委員会・会議を置く。

- 一 学校評議員
- 二 体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口
- 三 学校関係者評価委員会
- 四 不祥事防止委員会
- 五 特別支援教育委員会（校内委員会）
- 六 いじめ防止対策推進委員会
- 七 学校保健委員会
- 八 安全衛生推進委員会
- 九 特別支援学級教科書選定会議
- 十 進路検討会議
- 十一 業務改善推進委員会
- 十二 食物アレルギー対応委員会

2 校長は、必要に応じて、前項の委員会及び会議を招集することができる。

(設置要項)

第17条 各委員会・会議の設置要項は、校長が別に定める。

第6章 雑則

(実施細則)

第18条 この規程の実施に関して必要な細則は、校長が別に定める。

(改正)

第19条 この規程の改正は、必要に応じて、校長が行うものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日より施行する。